



22中生第1373号(園)

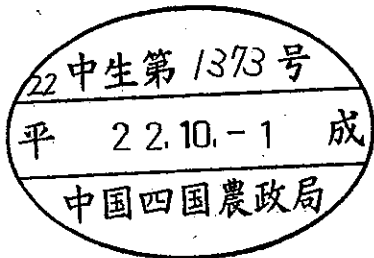
平成22年10月6日

香川県農政水産部長 殿

中国四国農政局生産経営流通部長

花粉交配用マルハナバチの飼養等について

このことについて、農林水産省生産局生産流通振興課長から平成22年9月30日付け22生産第4320号をもって別添のとおり通知があったので、御了知の上、貴県下の農業団体及び生産者等の関係者に対し別添の資料を配布する等による指導をお願いします。



22 生産第 4320 号
平成 22 年 9 月 30 日

中国四国農政局生産経営流通部長 殿

生産局生産流通振興課長

花粉交配用マルハナバチの飼養等について

花粉交配用マルハナバチについては、主に在来種のクロマルハナバチ及び特定外来種のセイヨウオオマルハナバチが、花粉交配に利用されているところですが、秋からトマト等の花粉交配の需要が本格化するとともに、みつばちによる花粉交配の代替としての利用も予想されることから、花粉交配用マルハナバチの飼養については、下記の点に留意するよう、貴局管内の各県に対して、農業団体、生産者等の関係者へ別添の資料を配布する等による指導の依頼をお願いします。

記

- 1 「平成 22 年農業技術の基本指針」においても記載しているとおり、在来種であるクロマルハナバチの導入について積極的に検討して下さい。
- 2 セイヨウオオマルハナバチの飼養等については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づき、平成 18 年 9 月 1 日に特定外来生物に指定され飼養等が規制されています。但し、生業の維持のために必要な場合には環境省の許可を取得して、セイヨウオオマルハナバチの飼養が可能となっているところです。
やむを得ずセイヨウオオマルハナバチを花粉交配に利用するまたは利用する見込みがある場合は、必ず環境省の許可を取得して飼養して下さい。
- 3 既に環境省の許可を取得している場合でも、許可の有効期間は 3 年間となっており、この期間を過ぎた後も飼養する必要がある場合は、作物の栽培に支障をきたすことのないよう、有効期間内に更新の手続きを行って下さい。

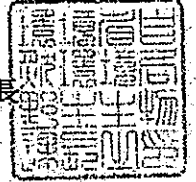
なお、環境省からも「セイヨウオオマルハナバチの飼養等に係る許可申請の取りまとめ者を通じた外来生物法の周知徹底について」（平成 22 年 9 月 28 日付け環自野発第 100928004 号）が発出されておりますので、併せて御了知下さい。



各地方環境事務所長

釧路・長野・那覇自然環境事務所長 御中

自然環境局野生生物課長



セイヨウオオマルハナバチの飼養等に係る許可申請の取りまとめ者を通じた
外来生物法の周知徹底について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づき特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等については、各地方環境事務所等により、平成 22 年度夏季に全国計 116 箇所のセイヨウオオマルハナバチの飼養等している農家に対し、現地調査が行われました（なお、那覇自然環境事務所は今後実施予定）。その結果、ネットを出入口、天窓、側窓等マルハナバチが容易に逸出しうる開口部の全てには展張していない事例や、飼養等しているビニルハウス前に許可証のコピーを掲出する等の措置を講じていない事例等が散見されています。

また、外来生物法に基づく手続きについて十分理解していないために、飼養等に係る許可の有効期間が終了するまでに更新のための許可の申請をせず、結果的に飼養等に支障が生じている農家もあるとの報告を、関係業界より受けています。

このため、本件に係る許可申請の取りまとめをしている各農協に対して、特に下記事項についてセイヨウオオマルハナバチを飼養等する者への外来生物法の周知徹底を図る様、文書を発出して頂くと共に、今後も引き続き現地調査等を通じ各農家による外来生物法遵守の徹底を図る様、お願い致します。

なお、この文書発出による周知を踏まえ、農林水産省からも「花粉交配用マルハナバチの飼養等について」が発出され、地方農政局経由で農業改良普及員等へ指導の依頼を行う予定としておりますので、併せて御丁知下さい。

記

1. セイヨウオオマルハナバチを飼養等するにあたって、外来生物法第 5 条第 3 項に基づき、外来生物法施行規則第 5 条及び「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成 17 年環境省告示第 42 号）第 2 条第 20 号で定める基準を遵守しない飼養等を行った場合には、外来生物法違反行為となるので、同基準の遵守に努めること。
2. 許可を受けている者は許可証の有効期間の確認を行うと共に、期間終了後も引き続き飼養等を行う場合には、許可の有効期間が終了するまでに更新のための許可の申請手続きを完了させる必要があること。